

茅ヶ崎市感染症予防計画 令和6年度進捗管理シート

市予防計画（抜粋）			実施項目	令和6年度の実施状況
第1 感染症予防の推進の基本的な考え方	事前対応型行政の構築	本市は、県が設置する感染症対策協議会を活用し、予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止するための取組について関係者が一体となって改善を図ります。	本計画の進捗確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●茅ヶ崎市感染症予防計画連絡調整会議を開催し、進捗管理の手法や取組内容についての共有及び確認を行った。事業年度終了後に実施状況や令和7年度の取組内容の確認等を行う旨整理した。 ●令和7年度に神奈川県感染症対策協議会で、県予防計画の進捗報告を行うことが検討されていることから、そこで本市の予防計画に基づく実施状況を報告し進捗確認を行うこととなった。
	健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があることから、住民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められます。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、国、県、他の保健所設置市及び医療関係団体と連携し、迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行うとともに、基本指針及び予防計画に基づき、健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築を行うことが必要です。	健康危機対処計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年3月「茅ヶ崎市保健所健康危機対処計画（感染症編）」（以下「健康危機対処計画」という。）を策定した。
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	感染症の発生の予防のための施策に関する基本的な考え方	<p>予防接種による予防が可能であり、かつ、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法に基づき適切に予防接種が行われることが重要です。</p> <p>そこで、本市は、予防接種の実施に当たり、医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進等、対象者が予防接種を安心して受けられる環境の整備を行います。</p> <p>さらに、予防接種を希望する者に対し予防接種を受けられる場所、医療機関等に関する情報を積極的に提供していくこととします。</p>	予防接種を安心して受けられる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●医師会と連携して予防接種法に基づく定期予防接種等を実施した。 ●こどもの予防接種では、対象者に予診票を送付するとともに、日本脳炎や子宮頸がん、第2期MRワクチンの未接種者へ個別通知を送付した。おとなの予防接種では、高齢者肺炎球菌感染症の対象者に個別通知を送付した。 ●広報紙やデジタルサイネージ、LINE等の媒体を活用するとともに、医療機関へポスター掲示依頼をするなど、接種を希望される方が接種の機会を逃すことのないよう、積極的に情報発信を行った。
	感染症発生動向調査	<p>法では、感染した場合の症状の重篤度、感染力等に応じて、感染症を一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症に類型化しています。（感染症の類型は『Ⅲ 資料集』参照。）</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づく健康診断等の措置及び患者に対する良質かつ適切な医療の提供が必要です。四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の措置が、迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があります。これらのことから、医師は法第12条に基づき保健所長へ届出を行います。</p> <p>また、本市は、医師会等を通じて感染症に係る医師の届出の義務について周知徹底を図ります。</p> <p>さらに、感染症の発生届の情報を迅速かつ効率的に収集し、地域における感染症の流行状況を把握できるようにするため、多くの医療機関において電磁的方法による届出が促進されるよう周知を図ります。</p>	感染症に係る医師の届出の義務について周知徹底（電磁的方法による届出を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ●医師会を通じて、各関係医療機関に対し事務連絡を発出し、感染症法第12条に基づく届出の義務について、届出に遅滞がないよう協力依頼した。また、感染症サーベイランスシステムを活用した電磁的方法による届出が促進されるよう周知を図った。
	感染症の予防のための対策と食品保健対策の連携	<p>飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に際し、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導は、他の食中毒対策と併せて食品保健部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の公表や指導については感染症対策部門が主体となることから、感染症対策部門と食品保健部門の効果的な役割分担と連携を行います。</p>	感染症対策部門と食品保健部門の効果的な役割分担と連携	<ul style="list-style-type: none"> ●年間を通じて食品営業許可施設や給食施設等に立入検査を行い、食品を介した感染症の発生予防について指導を行った。また、食品収去検査を計画に沿って実施し、食品の安全性について検査結果をもとにした指導を行った。加えて、食品関連事業者向け食品衛生講習会を実施し、知識の伝達に努めた。 ●社会福祉施設にてノロウイルス等による食品媒介感染症が発生したため、担当に共有した上で、おむつ交換や嘔吐物処理等による二次感染の対策方法を指導した。また、住民から食品媒介感染症について相談を受けたことから、ヒトからヒトへの二次感染が起きないよう消毒方法をお伝えし、さらに食中毒を心配される相談となったため食品衛生担当を案内した。
	感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携	本市では、平時において水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生を予防するため、感染症対策部門と環境衛生部門が相互に連携し、住民に対する正しい知識の普及、情報の提供及び関係業種等への指導を行います。	住民に対する正しい知識の普及、情報の提供及び関係業種等への指導	<ul style="list-style-type: none"> ●施設管理者に対し、立入検査時に、水道等設備や衛生害虫等を介した感染症の予防について指導した。また、市ホームページ等を用いての注意喚起、情報発信に努めた。市民からの相談には、必要に応じて専門業者の紹介を行った。
第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	情報の公表	<p>本市は、情報の公表に当たっては、感染症の発生状況や感染症に関する基本的な知識や医学的知見、感染症の予防方法等、住民が感染予防対策を講ずる上で有益な情報について、無用な混乱を招かないように配慮しつつ、可能な限り提供します。</p> <p>なお、住民が感染症に関する情報を収集するに当たっては、様々な媒体が利用されていることから、情報の性質、即時性及び情報媒体の利用率等を勘案し、効果的な媒体を複数設定し、効率的な情報の公表に努めます。</p> <p>また、適切な情報提供を随時行うことができるよう、市ホームページの記載の充実を図ります。</p>	情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症の対策に関する本市ホームページについて、茅ヶ崎市感染症予防計画、感染症ごとの情報、流行状況、相談・検査、医療機関向け情報などページを分かりやすく整理した。ホームページだけでなく、LINE等のSNS、広報紙、広報掲示板、デジタルサイネージ等の様々な広報媒体を活用し、積極的な情報発信を行った。また、保健所で行う検査についてウェブ予約を可能としたことにより、受検者の増加に繋がった。

茅ヶ崎市感染症予防計画 令和6年度進捗管理シート

市予防計画（抜粋）		実施項目	令和6年度の実施状況
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方	本市は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し、精度管理等を実施することとします。	検査能力の向上 ●病院等への立入検査を通じて、適正な検査が行われるよう指導・助言を行った。
	本市における病原体等の検査の推進	本市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、感染症対策協議会等を活用し、県衛生研究所や保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で連携を図ります。 本市は、地方衛生研究所等を設けていないことから、県衛生研究所と連携することにより検査に必要な対応を行います。 本市は、新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、県と連携し、民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定等により、平時から計画的に準備を行います。	検査体制の整備 ●県が締結する民間検査会社との検査措置協定や本市におけるコロナ禍での実績等を踏まえ、有事に迅速に契約事務が行えるよう民間検査会社のリストを作成した。 ●県の医療措置協定に基づき、管内医療機関で検査が可能な件数（想定値）を算出し、本市が民間検査機関に検査依頼を行う数の目安を整理した。 ●検査仕様書(案)の作成を行った。
第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	関係機関及び関係団体との連携	地域における感染症対策の中核的機関である保健所を有する本市は、感染症指定医療機関や医療関係団体等との緊密な連携を図ります。 また、一般の医療機関は、多くの場合感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、また、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要です。このため、本市は、医療関係団体との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図ります。	一般の医療機関との連携の確保 ●国や県からの医務関係通知については、必要に応じて医療関係団体へ情報提供し連携を図った。 ●二類感染症の結核については、感染症指定医療機関と連携しまん延の防止に努めるとともに、医療機関等が参加する結核医療従事者研修会やコホート検討会を開催し、地域の医療連携体制を強化した。
第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	本市における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策	感染症の患者の移送について、平時から本市の関係部局内で連携し、役割分担及び人員体制の整備を図ります。	移送に係る本市の関係部局内における役割分担及び人員体制の整備 ●移送に関わる人員数と職種等を整理し、健康危機対処計画に記載するとともに、当該職種が移送に従事した際は特殊勤務手当が支給できるよう条例の改正を行った。
		消防本部と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、地域の救急搬送体制の確保の観点にも十分留意して役割分担を協議します。	消防との役割分担の確認 ●「感染症患者等の移送に関する取決め事項」等の見直しの必要性を検討した。
		一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生に備え、移送に必要な車両の確保、民間移送機関や民間救急等の活用を検討することにより、体制の確保に努めます。 また、高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする者の移送については、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議します。	移送の民間委託についての検討 ●民間移送機関との協定締結に向けて、当該民間移送機関に活動状況等の確認を行った。 ●夜間帯や介護度の高い感染症患者の移送について検討するため、県、他保健所設置市及び民間事業者に調査を行った。 ●県や他保健所設置市から情報収集を行い、移送仕様書(案)を作成した。
		緊急時における本市保健所の所管域を越えた移送が必要な場合の対応方法について、あらかじめ県及び民間事業者等と協議します。	配慮を必要とする者の移送に係る検討 ●高齢者の感染症対策に関する研修の実施や、施設で集団発生があった場合における本市から高齢者施設への指導及び情報提供等を通じて、高齢者施設等と連携を図った。
関係機関及び関係団体との連携	保健所長は、法第21条（法第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は法第47条の規定による移送を行うに当たり、消防本部と連携する場合には、県が構築する入院調整体制により、円滑に移送を行います。 また、消防本部が傷病者を搬送した後、当該傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、本市は、当該感染症等に関し適切に情報等を医療機関から消防本部に提供するよう協力を求めます。	医療機関から消防への情報提供に関する確認 ●現時点における法第12条第1項第1号等に規定する患者等の情報提供に係る運用等について、消防本部及び感染対策向上加算1取得医療機関に対して確認を行った。	
第8 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	厚生労働省令で定める体制の確保に係る本市における方策	国、県及び保健所設置市間の役割分担のもと、本市は、基本指針に基づき、次の事項について数値目標を定めます。	数値目標 ●数値目標1 県感染症対策課及び県衛生研究所、他保健所設置市と検査の実施能力30件/日について確認済み。 ●数値目標2 11月に感染症対応研修を開催し、感染症危機における積極的疫学調査の有効性について研修を行った。寒川町、管内医療機関、IHEAT要員等が参加した。 ●数値目標3 健康危機対処計画の策定過程で、各感染症対応業務への人員の割り振り等の考え方を整理するとともに、保健所の体制構築のための本庁との連携の在り方について関係課と協議を進めた。

茅ヶ崎市感染症予防計画 令和6年度進捗管理シート

市予防計画（抜粋）		実施項目	令和6年度の実施状況	
第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	本市における新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策	本市は、医療機関、医師会、薬剤師会や民間事業者への委託等や寒川町の協力を得て、外出自粛対象者の健康観察の体制の確保について、平時から県と協議の上、連携を図ります。	外出自粛対象者の健康観察の体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●健康観察体制については、コロナ禍の対応を基本に医師会等の委託の可能性を踏まえ、新興感染症等発生時に早期に契約できるよう、新型コロナウイルス感染症の対応の実績を踏まえた事業者選定及び健康観察に係るコロナ禍で使用した仕様書等を集約し委託準備を進めた。 ●感染症法第44条の3第9項に基づく感染症の患者に関する情報等の提供について、関係課と検討を行った。
		県は、療養生活の環境整備の一つとして宿泊施設を確保しますが、本市は、その運営体制について、平時から感染症対策協議会等を通じて、県とあらかじめ役割分担、費用負担のあり方等について協議します。	宿泊施設の確保に関して市がすべきことの確認及び整理	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症が発生した際に速やかに宿泊療養体制を確立するため、宿泊療養施設に係る費用負担の割合について協議することを県と保健所設置市で確認した。 ●新型コロナウイルス感染症の対応時に使用した患者に対する宿泊調整マニュアル等を集約した。
		本市は、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、食料品等の生活必需品等の支給などの支援や、自宅療養時においても、薬物療法を適切に受けられるように必要な医薬品を支給できる体制の確保について、平時から県及び寒川町と協議します。	食料品等の生活必需品等の支給及び医薬品を支給できる体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症法第44条の3第9項に基づく感染症の患者に関する情報等の提供について、寒川町に居住する感染症患者の情報提供の判断について県に確認した。また、上記に係る寒川町との覚書等の取り交わしに係る整理を進めた。覚書の内容については、令和7年度に寒川町と協議を行うこととした。
		また、外出自粛対象者が介護保険の居宅サービスや障害福祉サービス等を受けている場合には、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等と連携を図ります。	外出自粛対象者が各種福祉サービス等を受けている場合における療養生活の水準の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険の居宅サービスや障害福祉サービス等を受けている外出自粛対象者が、療養生活の水準を確保できるように、本市の「在宅医療介護連携推進事業」の感染症危機発生時における活用の可能性について、関係課と意見交換を行った。また、寒川町の関係課や感染症対策向上加算1取得医療機関と医療介護連携について情報共有を図った。
		本市は、健康観察や生活支援等を効率的に行うため、県と連携しICTを積極的に活用します。	ICTの活用の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を確認した。 ●コロナ禍で活用したICTマニュアルを集約した。 ●ICT化による業務効率化を図るため、健康観察に係るショートメッセージサービス（SMS）の活用について、関係課に対し運用の確認を行った。
関係機関及び関係団体との連携	<p>本市は、高齢者施設等や障がい者施設等において、県が医療措置協定を締結した医療機関と連携し、必要に応じて、清潔な区域とウイルスによって汚染されている区域を区分けするゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保しておき、新興感染症の発生及びまん延時において施設内における感染のまん延を防止します。</p> <p>本市は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等に当たっては、積極的に県や寒川町と連携し、必要な範囲で患者情報の提供を行います。</p> <p>なお、県や寒川町の協力を得る場合は、感染症対策協議会等を活用し、あらかじめ情報提供の具体的な内容や役割分担、費用負担のあり方について協議します。</p> <p>本市は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等の実施に当たっては、第二種協定指定医療機関や医師会、薬剤師会又は民間事業者に委託することなどについて検討します。</p>	高齢者施設等や障がい者施設等におけるゾーニング指導等の方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●県が研修・訓練を通じて医療機関と連携し、高齢者施設等や障がい者施設等の医療提供体制の確保を図っていく旨を本市は確認した。 ●感染症対策向上加算1を取得している医療機関等と連携し、合同カンファレンスや訓練等の参加を通じて情報共有を図った。また、必要に応じ高齢者施設等や障がい者施設等へ施設内の感染対策に資する指導等を行うとともに、施設や医療機関向けの研修等を通じて施設内感染対応力の向上に資する体制確保に努めた。 	
		県、寒川町、関係団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症法第44条の3第9項に基づく感染症の患者に関する情報等の提供について、寒川町に居住する感染症患者の情報提供の判断について県に確認した。また、上記に係る寒川町との覚書等の取り交わしに係る整理を進めた。 ●健康観察や生活支援にあたっては、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて外部委託等の活用を行うことを見据え、新型コロナウイルス感染症の対応で使用した仕様書を集約した。 	
第11 感染症対策物資等の確保に関する事項	感染症対策物資等の確保に関する方策	<p>本市は、新興感染症の汎流行時に、個人防護具等の供給及び流通を的確に行うため、個人防護具等の備蓄又は確保に努めます。</p> <p>また、必要な措置を迅速かつ的確に講ずるため、本市は、保健所における感染症対策業務に従事する職員の使用量2か月分を目安として、個人防護具等の備蓄に努めます。</p>	個人防護具等2か月分の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ●新興感染症の汎流行時に必要となる、保健所における感染症対策業務に従事する職員の使用量2か月分の個人防護具（サージマスク・N95マスク・アイソレーションガウン・フェイスシールド・非滅菌手袋）について、在庫数や保管場所等の確認及び物品管理表による適切な管理を行った。また、関係課で必要な個人防護具等を購入し備蓄した。 ●消防本部が移送時に必要な個人防護具等の種類及び個数等について関係課で打合せを行った。 ●令和7年度に購入を予定している個人防護具の予算確保を行った。
第12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	本市における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策	<p>本市は、診療、就学、就業又は交通機関の利用等の場面において、感染症の患者、医療従事者及びそれらの家族等への差別や偏見の排除等のため、必要な広報を行い、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実させます。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についてのわかりやすい情報提供、相談等のリスクコミュニケーションを積極的に行います。</p> <p>また、感染症対策協議会等で議論を行う際には、患者等の人権を考慮して感染症対策の議論を行います。</p>	感染症に関する啓発及び知識の普及や感染症の患者等の人権の尊重に関する広報や相談	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症情報について正しい知識の普及啓発を行うとともに、患者等の人権への配慮についての掲載ページを設けることで、感染症に関する差別や偏見の排除等に繋がらないよう情報発信を行った。 ●保健所で実施する性感染症の検査や相談については匿名性を十分に担保し、プライバシーに配慮した体制を確保した。

茅ヶ崎市感染症予防計画 令和6年度進捗管理シート

市予防計画（抜粋）		実施項目	令和6年度の実施状況
第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	本市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	本市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策や感染症検査等に関する研修会や講習会等に職員を積極的に派遣するとともに、本市においても感染症に関する研修会や講習会を開催することなどにより保健所の職員等に対する研修の充実を図ります。 さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所において活用等を図ります。	研修への参加 ●厚生労働省、国立感染症研究所、県、他保健所設置市、関係団体、医療機関及び庁内関係課主催の研修等に参加し、課内に共有した。また、これまでに研修を受講した職員を講師として登用することで、感染症対応人材の育成に努めた。 ●感染症対応研修を受講した職員等のリストを作成した。 ●保健所の感染症有事体制の構成人員を対象とした研修、結核医療従事者研修等の感染症に関する研修会を実施した。市内の中学校、高校及び障がい者施設からの依頼に応じて出前研修を行った。
		加えて、本市は、IHEAT要員の確保や研修、連絡体制の整備やIHEAT要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、IHEAT要員による支援体制を確保します。 また、実践的な訓練の実施や支援を受けるための体制を整備するなど、平時からIHEAT要員の活用を想定した準備を行います。	IHEAT要員による支援体制の確保 ●市の広報媒体や関係者を通じた周知により、登録者の確保に努めた。
		また、実践的な訓練の実施や支援を受けるための体制を整備するなど、平時からIHEAT要員の活用を想定した準備を行います。	IHEAT要員の活用を想定した準備 ●11月に「感染症対応研修」を開催し、IHEAT要員についての概要説明に加え、感染症危機にIHEAT要員が担うことが想定される業務である積極的疫学調査について、事例検討を交え研修を行った。
第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	本市における感染症の予防に関する保健所の体制の確保	本市は、感染症対策協議会等を活用し、県と市町村間の役割分担や連携内容を平時から調整します。感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時においてその体制に迅速に切り替えることができるようにします。	有事における指揮命令系統の検討 ●健康危機対応計画の策定にあたり、保健所長をトップとした保健所内の感染症有事体制のあり方を整理した。また、関係課と協議しながら業務継続計画（感染症編）を策定し、優先すべき業務等、全庁的な感染症有事体制への移行の考え方を整理した。
		本市は、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するために、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等を整備します。 また、体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄を始め、業務の外部委託や県における一元的な実施、ICTの活用などを通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、IHEAT要員や寒川町からの外部の応援体制を含めた人員体制及び受入体制を構築（応援派遣要請のタイミングの想定も含む。）します。	人員確保の方策の検討 ●健康危機対応計画の策定にあたり、関係課と協議を行い、健康危機発生時における保健所の各業務に必要な人員や職種、班編成の整理を行った。 感染症対応の基礎として活用できるよう「感染症の手引き」を改訂し、また、新型コロナウイルス感染症の対応で使用したマニュアル等を集約した。
		体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄を始め、業務の外部委託や県における一元的な実施、ICTの活用などを通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、IHEAT要員や寒川町からの外部の応援体制を含めた人員体制及び受入体制を構築（応援派遣要請のタイミングの想定も含む。）します。	有事において必要となる物品の積算 ●健康危機対応計画策定にあたって、コロナ禍での実績を踏まえ、感染症対応業務に必要な物品等についてリスト化を行った。リースで対応する物品以外のものについては、物品管理表を整理し、速やかに個数の把握及び使用ができるよう準備を整えた。 ●必要な機器及び機材の整備については、コロナ禍に購入及びリース等を実施した実績のある民間事業者のリスト化及びコロナ禍で使用した仕様書等を整理した。
		本市は、住民及び職員等の精神保健福祉対策等を行います。	業務の一元化及び外部委託に関する検討 ●健康危機対応計画策定にあたって、これまでの県の業務一元化の実績を整理するとともに、新型コロナウイルス感染症の対応を参考に人材派遣や業務の外部委託の活用を想定を行った。 ●新興感染症等発生時に速やかに外部委託に活用できるよう、新型コロナウイルス感染症の対応時に使用した仕様書等を集約した。
		本市は、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置します。	住民及び職員等の精神保健福祉対策を行う体制の検討 ●住民の精神保健福祉対策のため、こころの健康相談を実施し、保健師、精神保健福祉士による随時相談のほか、精神科医師による定例相談を行った。 ●職員へのメンタルヘルスに関する周知については、ストレスチェック、管理職対象の集団分析結果活用研修、新採用職員メンタルヘルス研修、新任監督職対象メンタルヘルス研修を実施した。また、能登半島地震被災地派遣者に対する保健師面談や長時間時間外勤務者に対する産業医面談、保健師面談を実施した。
災害防疫	災害発生時は生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下することから、本市は、関係機関及び関係団体と連携し、感染症の発生予防やまん延防止のため、保健所等を拠点とした防疫活動及び保健活動等を実施します。	避難所における防疫対策の実施 ●配備職員への効果的な感染症対策の周知啓発に向けて、関係課と打合せを行い、避難所の生活環境における課題の共有や感染症対策物資の状況確認等を行った。 ●災害対策地区防災拠点（避難所）打合会にて配備職員と感染症対策BOXの場所と保管状況の確認を実施した。 ●災害対策地区防災拠点（避難所）打合会にて、配備職員及び避難所関係者と避難所での感染を防ぐためのサポートブックについて共有を図った。	

茅ヶ崎市感染症予防計画 令和6年度進捗管理シート

市予防計画（抜粋）			実施項目	令和6年度の実施状況
第16 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	動物由来感染症対策	本市は、動物由来感染症に対する必要な措置等を速やかに行うため、獣医師等に対し、法第13条に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する届出の義務について周知を行います。 また、ワンヘルス・アプローチに基づき、関係機関及び医師会、獣医師会等の関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図り、住民への情報提供を行います。	獣医師等に対する届出義務に関する周知	●獣医師と対面する機会を用いて、法に基づく届出について周知した。また、国の配布する動物由来感染症関連ポスターやリーフレットを管内の動物診療施設に配布し、周知に努めた。市ホームページへの掲載、窓口への配架で市民への周知に努めた。
	外国人への情報提供	法は、保健所管内に居住又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、本市は、保健所等の窓口感染症対策を外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取組を行います。	外国人への情報提供	●外国人向けの取り組みについては、複数言語に対応した携帯型AI通訳機の活用、窓口以外に外国語で説明した感染症対策のパンフレットの配架、本市ホームページにおける言語変換機能を活用した情報提供を行った。 また、法務省出入国在留管理庁による地方公共団体の行政窓口等に対する通訳支援サービスについて利用登録を行い、外国人との対話に係る対策を講じた。
	薬剤耐性対策	本市は、医療機関において、薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用が行われるよう、適切な方策を講じます。	医療機関における薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用に係る方策	●感染対策向上加算1を取得している3医療機関主催の合同カンファレンスや訓練に参加し、薬剤耐性対策に関する報告や医療機関との情報共有を図った。また、県衛生研究所からの薬剤耐性に関する情報など必要に応じて所内で情報共有を図った。 ●全国保健所長会・日本公衆衛生協会主催のオンラインAMR対策公衆衛生セミナーに参加し、薬剤耐性の基礎や対応について学んだ。 病院等への立入検査を通じて、抗菌薬の適正使用について指導・助言を行った。